

令和7年度 岡山県立鳥城高等学校 文化部活動に係る活動方針

1 本校の文化部活動(同好会)(8部・2同好会)

部:軽音楽・美術・社会問題研究・写真・放送・総合創作・演劇・園芸

同好会:囲碁将棋(休会)・ダンス

2 目 標

- (1) 生徒の自主的、自発的な参加により、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養を図る。
- (2) 活動を通して生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基盤を養う。
- (3) 興味・関心を共有した異年齢集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力等を育む。

3 部活動の運営について(校内での取り決め事項等)

(1)休養日

- ・原則、週当たり2日以上。(※平日は少なくとも1日、週末は土日のどちらか)
- 大会等により、土日いずれも活動する場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ただし、大会期(県大会等)・文化祭前において週当たり2日以上休養日を設けられない場合でも、週当たりの活動時間は16時間未満とする。
- ・定期考査時間割発表以後と考査期間中は、原則活動中止とする。
- ・夏季及び冬季休業中の閉庁日は、活動しないこととする。

(2)活動時間

- ・平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- ※活動時間には、準備、片付け、ミーティング、会場への移動等は含まない。
- ・下校時刻を厳守する。(昼間部...17:20、夜間部...22:00)

(3)大会参加

- ・大会参加は、高文連主催大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会や地域の行事等への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。

4 その他

(1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組について

- ・顧問は、生徒の成長をサポートするために、やる気を引き出すようなコーチングに努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
- ・7、12月:部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。

(2)部活動顧問会議について

- ・年度初めに顧問会議を実施し、共通理解を図ることとする。

(3)部費の取り扱いについて

- ・部費等、取扱いについては、学校徴収金マニュアルに基づくこととし、適切に管理する。

(4)その他

- ・規律違反等、好ましくない状況があった場合は、職員会議等で討議の上、一定期間活動を停止させることがある。
- ・顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。